
「ドメイン名登録者の意図しないドメイン名移転」に関する対応状況について

- 8: - 全指定事業者に対して、ドメイン名移転の登録者本人への意思確認を適切に
9: 行うよう注意喚起
- 11: - 全指定事業者に対して、以下の対応を要請
- 14: - 移転元（指定事業者変更元）指定事業者に該当する場合
15: : ドメイン名移転時・指定事業者変更時に行う登録者の意思確認におい
16: て、登録者から明示的な意思表示（承認・不承認）を得ること
17: : 登録者から回答が得られない場合、JPRSへの回答は、原則「不承認」
18: とすること
- 20: - ドメイン名移転申請や指定事業者変更申請について、登録者へ手続き方法
21: を適切に周知すること
- 24: - JPドメイン名登録者に対する注意喚起・啓発活動の強化
- 26: - 指定事業者からの連絡を正しく受け取れるよう、届け出ている連絡先
27: 情報を常に最新に保つこと
- 29: - 指定事業者からドメイン名登録に関する連絡があった場合には、必ず
30: 内容を確認の上、必要な対応を行うこと

以上